

重要事項説明書

町田市障がい者等移動支援事業

ご利用者氏名 _____ 様

社会福祉法人 福音会

指定障害福祉サービス事業所

ふくいんヘルパーステーション

(2024.04.01 作成)

目次

■町田市障がい者等移動支援事業

重要事項説明書

2～7ページ

■説明確認欄

8ページ

【町田市障がい者等移動支援事業 重要事項説明書】

あなたに対するサービスの提供開始にあたり、当事業所があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 事業者

法人の名称	社会福祉法人 福音会
法人の所在地	東京都町田市野津田町1932番地
法人の代表者名	理事長 石黒 美由紀
電話番号	042-734-0631
開設年月日	昭和57年3月18日

2. 事業所の概要

事業所の種類 及び開設年月日	指定障害福祉サービス事業所 指定年月日 平成18年10月1日（居宅介護・重度訪問介護） 平成23年10月1日（同行援護） 事業所番号 1313200352 平成15年4月1日
事業所の名称	ふくいんヘルパーステーション
事業所の所在地	〒195-0074 東京都町田市野津田町1932番地
電話番号・FAX 番号	042-734-0911・042-860-5885
所長氏名	佐久間 美枝
管理者氏名	佐久間 美枝
事業登録番号 および登録年月日	町田市移動支援事業所登録番号 2280000011 令和2年4月1日
事業登録期間	登録決定通知書より、登録日令和2年4月1日から指定障害福祉サービス事業者としての指定期間、または基準該当事業者としての指定期間が終了する年度末まで有効となります。
事業の目的	本事業は当事業者が「町田市障がい者等移動支援事業実施要綱」に基づき、東京都から指定障害福祉サービス（居宅介護）事業者の認定を受けており、かつ町田市障がい者等移動支援事業に事業者登録をして、移動支援事業者登録決定通知書を受け、中学生以上の障害がある方で、ひとりで外出できない方にガイドヘルパーを派遣する事業です。利用者の方に同行し、道案内や移動の手助けなどの介護及び外出に伴って必要となる身の回りの介護をします。
事業所の運営方針	利用者が可能な限り、その有する能力に応じて外出ができるように移動支援、その他必要な援助を行います。
事業実施地域	町田市

3. 営業日及び営業時間

営業日	年中無休
事業所の営業時間	8:30～17:30
利用できる時間	1 か月につき 20 時間まで 1 回あたりの利用時間の制限はありません。 宿泊を伴う外出はできません。

4. 障がい者等移動支援事業の概要

(1) 事業の目的と内容

- ・ 町田市が本事業の利用を承認した方にガイドヘルパーを派遣し社会生活上必要不可欠な外出および余暇活動などの社会参加のための外出、市役所へ手続きに行く、公共料金の支払いに行く等、社会生活上不可欠な外出、その他特に必要と認められる外出を支援します。
- ・ 外出の間に必要となる代筆、代読など付随する支援も含まれます。

以下はふくまれません。

- ・ 通学（介護者の疾病などの事情により、一時的に利用できる場合があります。）
- ・ 作業所やデイサービス等の施設への通所や、施設の行事としての外出
- ・ 通期や営業等、経済活動目的の外出
- ・ 宿泊を伴う外出
- ・ 社会通念上、利用が適切と認められない外出

複数の事業者を利用する場合は、町田市移動支援事業支給管理票を使用し、原則一律月 20 時間支給時間内の利用となります。

(2) 事業の対象者

- ・ 町田市内在住で、愛の手帳をお持ちの方、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方、肢体不自由の障がい程度の等級が 1 級の身体障害者手帳をお持ちの方で、両上肢と両下肢の機能障がいがある方、またはそれに準じる方のうち、町田市より本事業の利用承認を受けた方です。

介護保険制度対象者、重度訪問介護や行動援護の支援を受けている方、重度脳性麻痺者介護人材派遣事業を利用している方は対象外です。精神障がい者の移動支援は、精神症状を理由とした支援のため、てんかんのある方を除き身体介護を伴う支援はできません。

5. 移動支援の従事者資格要件

- (1) 居宅介護または重度訪問介護の従事者の要件を満たした者
- (2) 移動支援に関する研修を修了した者
- (3) 2019 年度以前から移動支援に従事していた者
- (4) その他町田市福祉事務所長が認める者

6. 利用料

(1) 町田市障がい者等移動支援事業利用料

当事業所より町田市に請求しますので利用者負担はありません

サービス提供時に居宅介護員等に係る交通費や入場料等の費用は、ヘルパーの分も含めて利用者負担となります。なお、利用できる時間が月 20 時間までと定められています。そのうち当事業所との契約時間内となります。契約時間の範囲外となった場合は、全額自己負担となります。料金設定につきましては、文書通知のうえ変更する場合があります。

	30分未満	30分以上 1時間未満
身体介護を 伴う場合	1,500 円	3,000 円
身体介護を 伴わない	850 円	1,700 円

支援に入る時間帯や、一回あたりの支援時間によっての加算等はありません。
提供時間は 20 分以上の提供とし、移行原則として 30 分単位です。

(2) 制度外ホームヘルプサービスの利用料

移動支援事業対象外（以下①～③）のホームヘルプサービスをご利用いただく場合は下表の利用料金額（全額自己負担）をお支払いいただきます。

- ① 町田市障がい者等移動支援事業の範囲外の場合
- ② 町田市障がい者等移動支援事業に基づかないサービス提供の場合
- ③ 町田市障がい者等移動支援事業の契約支給量の上限を超えた場合

1) 基本料金・通常時間帯の料金

15分未満	30分未満	30分以上 45分未満	45分以上 1時間未満	1時間以上 ※15分増す毎に
750円	1,500円	2,250円	3,000円	750円

- ① 基本利用料に対して、早朝（6:00～8:00）・夜間（18:00～22:00）帯は25%増しとなります。
- ② 基本利用料に対して、深夜（22:00～6:00）帯は50%増しとなります。
- ③ 利用者の同意を得て、2人で訪問した場合は、2人分の利用料をお支払いいただきます。
- ④ 土・日・祝日は1時間につき100円増し、年末・年始（12/30～1/3）は1時間につき200円増しとなります。
- ⑤ サービス提供時に居宅介護員等に係る交通費や入場料等の費用等の実費については、別途お支払いいただきます。

2) 何かしらの理由により移動・外出先でサービスを終了する場合の取り扱い

居宅介護等サービスにおける移動・外出先において、提供サービスが終了または

中断となる場合、同行した居宅介護員が移動・外出先より当事業所へ帰着するのに要する標準時間を 15 分とさせていただき、居宅介護員が移動・外出先から当事業所へ帰着するまでに 15 分を超える時間が発生する場合は、その時間が当サービスご利用の対象時間となります。

※料金設定につきましては、文書通知のうえ変更する場合があります。

(3) キャンセル料（サービス利用の中止）

利用予定日の前に、利用者の都合により、契約で定めたサービスの利用を中止することができます。この場合には、サービス実施日の前日までに事業所に申し出てください。利用予定日の前日までに申し出がなく、利用当日にキャンセルの申し出をされた場合、キャンセル料として下記の料金をお支払いいただきます。

1) 町田市障がい者等移動支援事業

利用予定日の前日までのキャンセル	無料
利用予定日の当日のキャンセル	1, 000円

2) 制度外ホームヘルプサービス

利用予定日の前日までのキャンセル	無料
利用予定日の当日のキャンセル	1, 000円

(4) お支払い方法

利用料金は、1 ヶ月ごとに計算し、翌月ご請求いたします。当月料金の合計額を翌月末までに現金にてお支払いいただきます。

7. サービスの利用に関する留意事項

(1) 居宅介護員について

- ・サービス提供時に、担当の居宅介護員を決定します。ただし、実際のサービス提供にあたっては、複数の居宅介護員が交替してサービスを提供します。
- ・担当の居宅介護員が交替する場合は、予め利用者に説明するとともに、利用者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮します。
- ・利用者から特定の居宅介護員を指名することはできませんが、居宅介護員についてお気づきの点やご要望がありましたらご遠慮なく相談下さい。

(2) サービス提供について

- ・サービスは、契約に基づいて行います。実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。ただし、実際の提供にあたっては、利用者の訪問時の状況・事情・意向等について十分に配慮します。
- ・サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気等）は無償で使用させていただきます。

(3) サービス内容の変更

- ・訪問時、利用者の体調等の理由により契約で予定されていたサービスの実施ができない場合には、利用者の同意を得てサービス内容を変更します。その場合事業者は、変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。

(4) サービス利用の変更・追加

- ・利用予定日の前に、利用者の都合により、契約で定めたサービスの利用を変更することができます。当該サービスの利用状況によっては、サービスを追加することもできます。
- ただし、サービス利用の変更・追加は、居宅介護員の稼働状況により利用者が希望する時間にサービスの提供ができないことがあります。その場合は、他の利用可能日時を利用者に提示するほか、他事業所を紹介するなど必要な調整をいたします。

(5) 町田市障がい者等移動支援事業支給管理票の確認

- ・管理票の内容（住所・支給量等）に変更があった場合は、速やかに事業者へお知らせください。
- ・サービス提供責任者が管理票の確認をさせていただく場合には、ご提示くださいますようお願いいたします。

(6) 居宅介護員の禁止行為

居宅介護員は、サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

①	医療行為
②	利用者もしくはご家族等の金銭、通帳、印鑑、鍵、証書等の預かり
③	利用者もしくはその家族等からの金銭又は物品、飲食の授受
④	利用者以外（その家族等）に対するサービスの提供
⑤	身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）

8. サービス提供記録

- ・事業者は、サービス提供に関する記録を整備し、サービス提供日から5年間保存します。
- ・利用者は、事業者の営業時間内に当該利用者に関する提供記録の閲覧、複写物の交付を求めることができます。

9. 秘密保持対策

- ・事業者及び居宅介護員は、正当な理由がない限り、利用者に対するサービスの提供にあたって知り得た利用者又は利用者家族の秘密を漏らしません。
- ・事業者は、居宅介護員が退職後、在職中に知り得た利用者又は利用者家族の秘密を漏らすことがないように必要な処置を講じます。

10. 事故発生時の対応

- ・利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- ・事故の状況及び事故に際して執った処置について記録します。
- ・利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

1 1. 緊急時の対応方法

- ・サービス提供中に利用者の容態に急変があった場合は、主治医や緊急連絡先に連絡する等必要な処置を講じます。

	第1 連絡先	第2 連絡先
氏 名		
続 柄		
住 所		
電 話		

主治医連絡先	
病院名・医師名	
住 所	
電 話	

1 2. 苦情等申立先

当事業所 相談・苦情窓口 (面接・手紙・はがき等随時)	苦情受付担当者：管理者 苦情解決責任者：所長 ご利用時間：毎日 9：00～17：00 ご利用方法：電話 042-734-0911
事業受託者（当法人） 相談・苦情窓口	社会福祉法人 福音会本部事務局 電話 042-734-0631
保険者（町田市） 相談・苦情窓口	町田市障がい福祉課 支援係 電話 042-724-2145 FAX 050-3101-1653
東京都社会福祉協議会 (運営適正化委員会連絡窓口) 相談・苦情窓口	代表電話 03-3268-1148

〈重要事項の種類及び説明日〉

重要事項説明の種類	説明日	利用者印	説明者印
移動支援事業	年 月 日	印	印
制度外ホームヘルプサービス	年 月 日	印	印

〈事業者〉

私は、事業者として、町田市移動支援事業の提供開始にあたり、重要事項説明書に基づき重要な事項を説明しました。

住 所 東京都町田市野津田町 1932 番地
法人名 社会福祉法人 福音会
説明者 所属 ふくいんヘルパーステーション
氏名 _____ 印
連絡先 電話 042-734-0911

〈利用者〉

私は、重要事項説明書に基づき、貴事業所の職員から説明を受けたことを確認しました。

利用者

住 所 _____
氏 名 _____ 印
電 話 _____

署名代行者

住 所 _____
氏 名 _____ 印
(続柄) _____
電 話 _____

署名代行の理由 _____